

68〜69歳の老人医療費給付金を廃止

社会福祉憲章条例を見直し

第二回臨時会が二月四日開かれました。町からは山田町社会福祉憲章条例の一部を改正する条例、教育委員任命の同意案が提案され、審議の結果、原案どおり可決されました。

町は昭和四十九年三月に福祉施策の基本理念として社会福祉憲章条例を制定し、本町の福祉の充実に努めてきました。今回の改正は、近年の少子高齢化の進行や社会情勢の変化の中で見直しが余儀なくされたことによるものです。主な改正内容と質疑は次のとおりです。

- ▽改正後の主な内容
- ・母子家庭児童生徒入学奨励金を高校入学まで拡大し、小・中学校入学で一万円、高校入学で一萬五千円に改正
- ・長寿祝金は七十七歳を廃止、八十八歳で一万円、

百歳で十万円に改正
 ・町単独の老人医療費給付金（六十八・六十九歳）を廃止

老人保健制度の改正により対象年齢が七十歳から七十五歳に引き上げられ、七十歳から七十五歳未満までは、医療費負担が老人保健制度と同じ一割負担となるため
 ・ひとり暮らし老人福祉手当の対象年齢を六十八以上から七十五歳以上に改正



高齢者が自ら生活向上の意欲を高め
 てもらうため実施されている敬老会
 (昨年実施された荒川地区敬老会)

町民のニーズに応える新しい施策は

問 全体的な世の中の変化、国の制度の変化で見直しの必要性は認めるが、子育て支援などの町民の新しいニーズにどう答えるのか。

答 財政状況や国の制度変更により見直しを判断した。子育て支援としては、四月から学童保育を実施する。第三子の保育料無料化の間

- ・重度心身障害者福祉手当に所得制限を設け、町民税の課税世帯は対象外とする
- ・長期療養者扶助金の支給は施設入所者以外とする

問 改正による財政軽減額は。軽減額は少子化対策にまわされるのか。

答 十六年度の見込み額は百九万円である。今回の見直しは少子化対策だけのものではない。厳しい財政状況や少子高齢化の問題も考えなければならない。



高齢となっても病気になるための健康指導が重要となってきます (保健福祉課)

●教育委員の任命に同意



内田真由美さん

新しい教育委員として内田真由美さん(49)＝石峠＝の任命に同意を求める案件が提案され、議会はこれに同意しました。